

青 畜 第 5 5 1 号
令和5年12月21日

公益社団法人 青森県獣医師会会長理事 殿

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

家きん疾病小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会
合同会合の提言を踏まえた防疫対策の徹底について

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知があ
ったのでお知らせします。

ついては、貴会員等に対して、周知をお願いいたします。

記

1 通知の内容

令和5年12月20日に開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第88回
家きん疾病小委員会及び令和5年シーズン第1回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査
チーム検討会合同会合において、「高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた今後の
発生予防対策に関する提言」が取りまとめられた。

ついては、引き続き、下記事項に留意の上、家きん飼養者、関係団体、関係事業者
等に対して指導し、本病の発生防止について最大限の警戒を促すこと。

(1) 提言2の(1)について

農場における衛生対策については、病原体侵入リスクを低減する方法を理解した
上で、日々の飼養衛生管理において適切な実施及び管理を継続することが重要であ
ることから、以下の①から④までに掲げる取組について指導すること。

- ① 農場従業員はもちろん、外部事業者の衛生対策についても農場側がしっかりと
管理・指導する。
- ② 消毒効果は一般的に濃度、時間、温度、有機物の存在等に影響を受けることか
ら、適切な消毒薬の選択、濃度調整及び薬液交換により効果的な消毒を実施する。
- ③ 養鶏農場の飼養衛生管理に関する有識者(家畜保健衛生所や産業動物獣医師等)
と連携し、農場施設や家きん舎内への野生動物の誘引及び侵入を防止するため、
死亡家きん、廃棄卵、排せつ物、餌等への接近防止対策並びに鶏舎の壁及び天井
の隙間の有無について定期的かつ継続的に点検する。



④ 特に野生動物等の家きん舎への侵入防止のため、夜間に鶏卵運搬口及び鶏糞排出口を封鎖する。

(2) 提言2の(2)について

今シーズンも全国的に野鳥から本病ウイルスが検出されており、特に、過去に家きん農場で本病の発生が確認された地域については、本病が発生する環境要因が揃っていることを認識する必要がある。

このため、当該地域については以下の①から④までに掲げる地域的なリスクを低減する取組について、関係者と連携して対応すること。

- ① 農場においては、(1)の対策を徹底する。
- ② 共同利用施設においては、入出場時の車両消毒、作業者の更衣及び長靴交換等の衛生対策の徹底、利用施設自体の整理整頓、清掃・消毒の徹底等の交差汚染防止対策を講じる。
- ③ ため池の水抜き、テグスの設置、餌付け行為をしない等の野鳥等を誘引する環境の改善を図る。
- ④ 堆肥場での家きんの死体や軟卵・破卵の廃棄はカラスや猛禽類等の野生動物を誘引し、ウイルスの拡散リスクを増大させるため、これらの死体等が放置されないよう指導するとともに、防鳥ネットの設置等により接触を避ける措置を講じる。

(3) 提言2の(3)について

今シーズン発生が確認された4事例のうち2事例は、昨シーズンにも発生が確認された農場である。これらの農場は、経営再開に当たっていずれも家畜保健衛生所による衛生管理指導が行われ、当該指導に基づく施設設備及び管理方法の改善が行われてきたとの報告がなされているものの、本病の再度の発生が確認されているところである。

このように、過去の発生農場については、本病の再発の割合が極めて高いことを踏まえ、令和2年シーズン以降の全ての発生農場に対して、経営再開時に家畜保健衛生所から指導した事項がしっかり改善されているか、こうした改善が継続的に行われているか、これらをしっかり自己点検されているか等を改めて確認すること。

また、その際、飼養衛生管理の実効性が担保されるよう、それぞれの対策を講じる意義も伝えつつ丁寧に指導すること。

さらに、養鶏農場の飼養衛生管理に関する有識者(家畜保健衛生所や産業動物獣医師等)、生産者組合、畜産関係団体等、第三者の視点も取り入れられる指導体制を構築することも重要である。

(4) 提言2の(3)について

過去に本病の発生があった地域以外の地域においても、河川や池、水田等の野鳥が多く飛来する環境要因がある地域は、本病の発生リスクが高い地域であることを認識し、引き続き警戒するとともに、本病の発生予防対策を徹底すること。

(5) 提言2の(4)について

本病の発生予防及びまん延防止を適切に実施するには、異状の早期発見及び早期通報並びに速やかな封じ込め措置が極めて重要である。特に養鶏農場が密集する地

域においては、発見が遅れることによる、当該地域におけるウイルスの拡散リスクが増大することについて関係者が認識することが重要である。

このため、都道府県においては、家きん飼養者に対し、毎日の飼養家きんの健康観察及び異状を認めた際の早期通報について指導を徹底すること。

(6) 提言2の(5)について

韓国においては、野鳥における本病ウイルス感染の確認は例年よりも遅く、H5N1亜型ウイルスのほかにH5N6亜型ウイルスも検出されている。また、家きん飼養農場における発生も、12月初旬の確認以降急速に増大しているところである。これらのウイルスの性状及び遺伝子に関する詳細な解析等はまだ判明していないが、H5N6亜型ウイルスは日本の野鳥からも12月20日に確認されたところであり、引き続き、農林水産省及び環境省のウェブサイト等により韓国における本病の発生状況や国内の野鳥における確認状況に注視し、渡り鳥の飛来等を介した我が国へのさらなる侵入に警戒すること。

| |
|--|
| 担当：青森県農林水産部 畜産課 衛生・安全G 林 TEL 017-734-9498 017-722-1111 (内線4819) FAX 017-734-8144 |
|--|